

○三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

平成4年9月17日
告示第127号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する工事の請負、製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供(以下「市工事等」という。)に係る契約の適正な履行を確保するため、入札に参加することができる資格を有する業者(以下「有資格業者」という。)が工事等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の入札参加停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該有資格業者が入札参加停止の期間中であるときは、既に定めた入札参加停止の期間と新たに定める入札参加停止の期間とが重複しないようにするものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により入札参加停止を行った場合に、当該有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(入札参加停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める

必要があると認めるときは、当該短期の2分の1の期間の範囲内で入札参加停止の期間を短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、当該長期の2倍の期間の範囲内で入札参加停止の期間を延長することができる。ただし、当該入札参加停止の期間は、36月を超えることができない。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。
- 7 市長は、入札参加停止の期間が満了している有資格業者が、当該事案について、別表第2第5号又は第7号の措置要件に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当該入札参加停止の期間を変更したと仮定した場合における期間から、当該入札参加停止の期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める期間を入札参加停止の期間の短期とするものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したとき。 それぞれ別表第2第5号又は第7号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)。 それぞれ別表第2第4号から第7号までに定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。 それぞれ別表第2第4号又は第5号までに定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前3号の規定に該当することとなった場合を除く。)。 それぞれ別表第2第4号又は第5号に定める短期に市長が必要と認める期間を加算した期間
- (5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)。 そ

それぞれ別表第2第6号又は第7号に定める短期に市長が必要と認める期間を加算した期間
(報告)

第6条 契約担当課長又は市工事等の担当課長は、市工事等について別表第1の措置要件に該当すると認められるとき、又はその疑いがあるときは、速やかに、様式第1号による工事事故等発生報告書により市長に報告しなければならない。

2 契約担当課長は、第4条第5項の入札参加停止期間の変更又は同条第6項の入札参加停止の解除に該当すると認められるときは、速やかに、様式第2号による入札参加停止期間の変更(解除)に関する報告書により市長に報告しなければならない。

(入札参加停止等の通知)

第7条 市長は、第2条第1項、第3条各項若しくは第4条第7項の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ様式第3号による入札参加停止通知書、様式第4号による入札参加停止期間変更通知書、様式第5号による入札参加停止解除通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請負し、又は受託することを承認しないものとする。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行日)

1 この告示は、平成4年10月1日から施行する。

(指名停止基準の廃止)

2 三島市建設工事請負業者指名停止基準(昭和57年10月12日制定)は、廃止する。ただし、指名停止又は指名差し控えに該当する事由がこの要綱の施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月12日告示第161号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成14年11月15日告示第18号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日告示第62号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日告示第58号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月8日告示第141号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年7月18日告示第163号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に起こす事故、贈賄及び不正行為等について適用し、施行日前に起こした事故、贈賄及び不正行為等については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1 市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)。 3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 市工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上6月以内 1月以上6月以内 1月以上3月以内 2週間以上4月以内 1月以上6月以内 1月以上3月以内 2週間以上4月以内

8 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2月以内
--	-----------

備考 入札参加停止の期間中の有資格業者に対して、新たに入札参加停止を行う場合における期間の始期については、既に定めた入札参加停止の期間の満了日の翌日とする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が三島市の職員(以下この表において「市職員」という。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	4月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内
3 次のア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	2月以上6月以内

イ 一般役員等	1月以上3月以内
ウ 使用人	1月以上2月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 日本国内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	6月以上24月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	18月以上36月以内
(競売入札妨害又は談合)	
6 日本国内において、役員又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)。	6月以上24月以内
7 市工事等に関し、役員又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18月以上36月以内
(建設業法違反行為)	
8 日本国内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	1月以上9月以内
9 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為)	
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内

備考 入札参加停止の期間中の有資格業者に対して、新たに入札参加停止を行う場合における期間の始期については、既に定めた入札参加停止の期間の満了日の翌日とする。